

欠損金の繰戻還付の拡充

- 現在、資本金1億円以下の**中小企業に限り、前年度に納付した法人税の一部還付**を受けられる（欠損金の繰戻還付）。
- 本制度の適用対象を、**資本金10億円以下の中堅企業約1万5千社に拡大**する。
 - ※ 例えば2018年度黒字・2019年度赤字の事業者、および2019年度黒字・2020年度赤字の事業者は、2018年度（2019年度）に納めた法人税の一部を取り戻し可能になる。

現行	特例※
中小企業者（資本金1億円以下）	資本金1億円～10億円以下の法人を追加

※2020年2月1日～2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用

<欠損金の繰戻しによる還付のイメージ>

【2018年度】（2019年度）

【2019年度】（2020年度）

